

【豊中市議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について】

（反対討論）

議員提出議案第3号 豊中市議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について、反対の立場から討論をさせていただきます。私たちが提案した条例案の内容説明並びに、本会議や委員会での質疑の中でも述べてきましたが、私たちの会派は、議会改革検討委員会及び幹事長会において、議員定数のあり方を議論すべきという立場から、議員定数を削減することは手段であり、豊中市政において民主主義を実現していくにあたって、議員定数に一定の根拠を豊中市議会として定めるべきと、一貫して提案、主張してきました。あらためてにはなりますが、議員定数に根拠を定めることの目的は、議員定数のあり方を検討するにあたって、どのタイミングで議論すべきなのか、豊中市議会として定数は何人が妥当なのかを明確にしておけば、今後はその根拠に基づいて、議員定数の議論及び改正を行えばよいことになり、その都度その都度、場当たりに議論、検討する必要がなくなると考えたからです。その点で言えば、今回の議案の提案者からは、何故、定数を7名削減するのか、明確な根拠は示されませんでした。また、将来的な更なる定数改正に対する考え方についても明確な説明はありませんでした。私たちが提案している改正案では、定数を4名削減する根拠をお示するとともに、その根拠を基に、将来的に市の人口が35万人を下回った際には、更なる定数削減の議論をする目安になることもお伝えしており、結果的に、今回、ご提案の定数7名を超える削減数になる可能性もお示しています。

また、これもあらためてにはなりますが、議員定数が現在の36名になって以降、豊中市の人口、議員一人当たりの人口は増加基調にあり、現状では何ら根拠のない定数削減はそもそも性急すぎるということが私たち会派の基本的な考えです。しかしながら、近年の政治不信や政治的無関心の現状を考慮し、議会がより活性化することは重要であると考え、議員定数の削減を、議会の活性化、民主主義の確立を図るための手段と捉え、議員定数を削減して生じた財源については、議会の活性化等に充当することを念頭に、私たちは議員定数改正案を提案しましたが、今回の議案の提案者からは、議員定数を削減して生じた財源の使い道については、全く説明がなく、議員定数の削減を手段としてではなく、削減そのものを目的として考えておられることにも反対です。

以上のことから、議員提出議案第3号 豊中市議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定については反対であることを表明し、討論を終わります。